

事務所だより10月

2022(R4)

Vo.151

I 最低賃金 過去最大の引上げに対応は？

厚生労働省の発表によると令和4年度地域別最低賃金額改定の目安は30円～31円と過去最大の引上げになるようです。これをふまえ、各都道府県で答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定し、10/1～10月中旬までに順次改定される予定です。過去最大となる今回の最低賃金の引上げに、支援策はあるのでしょうか？

◆中小企業向けの支援策は？

中央最低賃金審議会では、企業物価指数が9%の水準で推移する中、十分な価格転嫁ができず厳しい状況であることは理解しており、中小企業や小規模事業者の賃金支払能力では今回の最低賃金の引上げは厳しいという認識はあるようです。このため、答申には中小企業向けの支援策への政府に対する要望も含まれています。具体的には業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものとすることなどの、実効性のある支援の拡充、また、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充等が挙げられています。まだ具体的な内容は明らかにされていませんが、昨年度は、最低賃金引上げに対応した業務改善助成金特例コースの受付が、令和4年1月13日に開始されました。最低賃金額の改定は令和4年10月以降となります。こうした支援策の動向にも注目しておくといよいでしょう。

【厚生労働省「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27195.html

II 中小企業のデジタル化へ！『みらデジ 開設』

経済産業省より、中小企業のデジタル化に役立つ情報をワンストップで紹介するポータルサイト『みらデジ』がオープンしました。デジタル化は必要だと思うけれど、どこからどう進めればよいかわからない、といった中小企業の悩みにワンストップで対応するポータルサイトとなっています。『みらデジ』の活用方法についてご紹介します。

◆『みらデジ』の活用方法は？

『みらデジ』は「みらデジ 経営チェック」と「みらデジ リモート相談」からなっています。特別なアプリのダウンロードは不要で、スマホやPCを利用して、誰でも無料で活用することができます。まず、「みらデジ 経営チェック」では、5つの質問に回答して、同地域・同業種の事業者と比較した自社のデジタル化の進捗度などを確認できます。この結果により、自社が着手すべき問題点を露わにし、専門家による無料オンライン相談「みらデジ リモート相談」の活用や、「みらデジ」に掲載された各種支援策情報を参照しつつ、具体的なデジタル化に取り組みます。『みらデジ』会員登録をすれば、「みらデジ 経営チェック」の結果や、「みらデジ リモート相談」で受けたアドバイス内容、各種支援機関から受けた支援内容などをマイページに保存できるようになります。

【問合せ先】事業環境変化対応型支援事業事務局

みらデジ : <https://www.miradigi.go.jp/>

TEL : 03-6262-6712 MAIL : mira-digi@pasona.co.jp

連載コラムNo. 23

「残業代」についての基礎知識 その2

残業代の計算をする際には、様々な疑問が生じてくるかと思えます。今回も引き続き「残業代の基礎知識」として残業代を計算する上で気をつけておきたいことについてご紹介します。

◆知っておきたい、「残業代」の基礎知識

残業代を計算する上で気を付けておくことは、まず時間と賃金の端数処理についてです。1日の労働時間の集計では分単位の端数処理の切り捨ては認められません。ただし、1ヶ月の労働時間を通算し30分未満の端数が出た場合は切捨て、30分以上の端数を1時間に切上げることができます。また、1時間あたりの賃金額に1円未満の端数が生じた場合や、1ヶ月間の時間外労働、休日労働、深夜労働についてそれぞれの割増賃金に1円未満の端数が生じた場合には就業規則等に定めた上で「50銭未満の端数を切捨て、それ以上を1円に切上げる」ことができます。時おり「管理職には残業代を払う必要はない？」との疑問もあります。労基法第41条に「管理監督者」には深夜手当は払う必要がありますが、残業代や休日手当を払う必要はないとされています。しかし、「管理監督者」とは肩書だけで判断するのではなく、「労働条件の決定、その他労務管理において経営者と一体的な立場にある者」とされており、実態に即して客観的に判断することが必要となります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

